

予約型タクシー・役場巡回バスについてお知らせします

いつも予約型タクシーをご利用いただきまして誠にありがとうございます。運行が始まって、約1年半になります。

ご利用いただくうえで、改めて予約やキャンセルに関するルールをお知らせします。

【予約型タクシーの予約について】

※予約がない場合は乗車することができませんので、必ず予約を行ってください。

- ✓予約型タクシーは、予約があった時のみ運行します。
- ✓各集落から旧むつバスターミナルまでの区間を運行します。
- ✓旧むつバスターミナル行き5便、集落行き3便、計8便の2路線を予約運行します。
- ✓乗車予定の前日15時までに、運行事業者の尻屋観光へ電話予約をお願いします。
- ✓他の方と乗合になる場合もあります。

【運行事業者・電話予約先】

株式会社尻屋観光 ☎0175-28-5554

【予約型タクシーのキャンセルについて】

- ✓予約型タクシーを予約したものの、やむを得ず乗車できない場合は、必ず運行事業者の尻屋観光へキャンセルの電話を入れてください。
- ✓キャンセルの連絡がない場合は、タクシーが乗車場所へ向かってしまい、燃料費が無駄になってしまいますので、ご協力をお願いします。

☆新たなお知らせについて☆

ご不明な点はお気軽に
企画課までお問合せください！
☎0175-33-2263



【年末年始の予約型タクシーの運休について】

年末年始である、12月31日と1月1日に関しましては、予約型タクシーの運行を運休とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【令和7年度予約型タクシー・役場巡回バスの運行について】

令和6年5月号に掲載しました令和5年度の利用実績でもお示ししましたとおり、予約型タクシーの【旧むつバスターミナル行き11時と13時の便】については、ほとんど利用がない状況となっておりますので、令和7年4月の運行から廃止する方向で進めて参ります。

また、役場巡回バスにつきましても、同状況のため、運行廃止で進めて参りますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

【利用方法】

1. 予約について

- ✓前日15時までに、電話で予約してください。
「お名前」「電話番号」「利用する便」
「乗降場所」「復路予約の有無」などをお聞きします。
- ✓予約後に変更があった場合、キャンセル料はかかりませんので、必ず連絡をお願いします。

3. 降車及び利用料金の支払いについて

- ✓降車の際に利用料金をお支払い下さい。

2. 乗車について

- ✓予約した便の各地区の出発時間を目安に、「指定した場所」でお待ちください。
- ✓乗車時に名前をお伺いします。

4. タクシーの乗り降りについて

- ✓安全確保のため、左側（歩道側）からの乗り降りをお願いします。
- ✓お買い物された荷物については、ご自身で積み下ろしをお願いします。

※予約型タクシーはバス廃止に伴って、代替運行しているものであり、通常のタクシーではございませんので、ご理解ください。

※集落行きの、木曜日、金曜日の17:10の運行はありません。

※小学生以下及び身体障害者手帳、愛護手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は半額になります。（降車の際に手帳の提示をお願いいたします。）